

財務要件等確認書

金融機関本・支店名

代表者名

協会顧客番号	申込人（法人）

申込金融機関として、申込人が直前の決算（ 年 月期決算）において以下の

①、②及び③の要件に該当していること並びに保証申込日において④の要件を満たしていることを確認しております。なお、各要件に係る判断及び確認は申込金融機関によるものです。

※認定取得後、保証申込日までの間に新しい決算が確定していない場合は、①及び②の記載を省略して差し支えありません。

① 資産超過である。 <p style="text-align: right;">純資産合計 円</p>
② EBITDA有利子負債倍率が1.5倍以内である。 <p style="text-align: right;">EBITDA有利子負債倍率 倍</p> <p>〔計算式〕（借入金・社債 - 現預金）÷（営業利益 + 減価償却費）</p> <p style="text-align: center;">借入金・社債（ ）円 - 現預金（ ）円 ----- 営業利益（ ）円 + 減価償却費（ ）円</p>
③ 法人と経営者との関係の明確な区分・分離がなされている。 また、法人と経営者との間の資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付等）が社会通念上適切な範囲を超えていない。
④ 返済緩和している借入金がない。

※各勘定科目の数値については、決算書上の財務数値をそのままご記入ください。

※②については、「営業利益+減価償却費」は「0」（ゼロ）を超えている必要があります。「借入金・社債-現預金」は「0」（ゼロ）以下でも対象となります。なお、減価償却費については、営業外費用や特別損失に計上されているものは含めません。

※④については、申込日が危機関連保証が発動されている期間中（その後延長がなされた場合は延長後の期間まで）である場合は当該期間の始期の前日、新型コロナウイルス感染症に係る経営安定関連保証4号の指定期間中（その後延長がなされた場合は延長後の期間まで）である場合は、令和2年1月31日を基準として確認することでも差し支えありません。